

平成23年9月4日（日）
国土交通省 関東地方整備局
甲府河川国道事務所

記者発表資料

台風12号に伴う降雨により
国道20号において通行止めを実施します。
【第4報】

台風12号に伴う降雨により規制雨量※に達したため、以下の区間において、通行止め（事前通行規制※）を実施します。

規制区間：国道20号【初狩】
場 所：山梨県大月市大月町真木～初狩町下初狩間
延 長：約0.9km
規制開始：平成23年9月4日（日）
0時50分～

※規制雨量

通行止めを行う降雨量の基準のことであり、規制区間ごとに連続雨量（降り始めからの雨量を合計したもので）で定めています。

※事前通行規制

台風などの大雨の際にあらかじめ定めた規制雨量に達すると、道路利用者の安全を確保するため通行止めを行う事です。

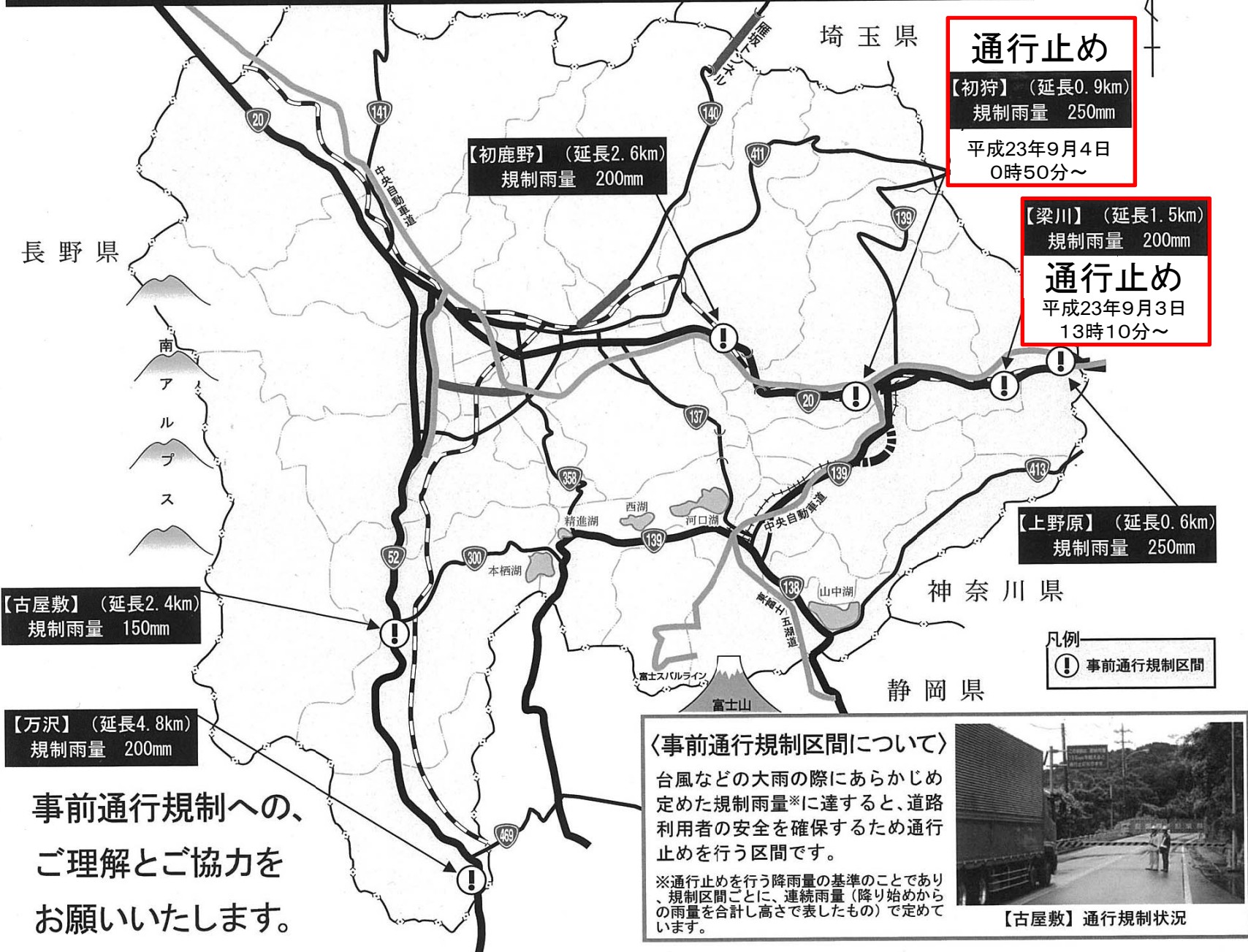
発表記者クラブ

山梨県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所	
地域広報官（副所長）乙守 和人（おつもり かずと）	055-253-5684
道路管理第二課長 篠遠 富恵（しのとお とみえ）	同上

山梨県内の国道20号・52号の事前通行規制区間



事前通行規制への、
 ご理解とご協力をお願いいたします。